

議案第26号

幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例

幕別町附属機関設置条例（令和2年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

幕別町エネルギー対策推進委員会	幕別町地域省エネルギービジョン及び幕別町地域新エネルギービジョンに基づく、省エネルギー対策及び新エネルギー対策の推進についての審議に関すること。	委員長 委員	識見を有する者 関係機関・団体等の構成員 公募による者	10人以内	2年
-----------------	--	-----------	-----------------------------------	-------	----

を

」

「

幕別町地球温暖化対策推進委員会	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定及び当該実行計画に基づく地球温暖化対策の推進管理に関すること。	委員長 委員	識見を有する者 関係機関・団体等の構成員 公募による者	15人以内	3年
-----------------	--	-----------	-----------------------------------	-------	----

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。